

行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 180 号
平成 31 年 1 月 29 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関
名古屋市長 河村 たかし



平成31年1月16日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2019年1月11日に開催された、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会ワーキンググループ(WG)の配布資料		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成31年1月31日	午前 時 午後 時
	場所	市民情報センター(市役所西庁舎1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当請求のあった行政文書の内容については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p> <p>※今回非公開とした行政文書の内容については、今後一年以内に当該行政文書の内容の全部又は一部について公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。</p>		
備考	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。